

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2706号)

令和4年2月22日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和2年3月6日瀬福第1684号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1 「地域ケアプラザ職員異動に関する報告書 横浜市瀬谷区にある特定地域ケアプラザに配置されている職員（主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師）の交代の際に瀬谷区役所に提出すべき書類で次の内容のわかるもの①届出のされた年月日②職員の配置が開始された年月日③添付書類の種類（資格を証する書類、経歴書、その他 ただし個人を特定する情報を除いたもの）期間：2013年度～現在」のうち、(1)地域ケアプラザ職員異動に関する報告書（平成25年分）(2)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）の①届出のされた年月日(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）の①届出のされた年月日(4)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）の①届出のされた年月日」及び「2 平成23年10月1日に届出された社会福祉士に関する同文書あるいはその廃棄記録」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「1 「地域ケアプラザ職員異動に関する報告書 横浜市瀬谷区にある特定地域ケアプラザに配置されている職員（主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師）の交代の際に瀬谷区役所に提出すべき書類で次の内容のわかるもの①届出のされた年月日②職員の配置が開始された年月日③添付書類の種類（資格を証する書類、経歴書、その他 ただし個人を特定する情報を除いたもの）期間：2013年度～現在」のうち、(1)地域ケアプラザ職員異動に関する報告書（平成25年分）(2)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）の①届出のされた年月日(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）の①届出のされた年月日(4)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）の①届出のされた年月日」及び「2 平成23年10月1日に届出された社会福祉士に関する同文書あるいはその廃棄記録」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年1月24日付で行った横浜市瀬谷区にある特定地域ケアプラザ（以下「本件施設」という。）に係る「(1)地域ケアプラザ職員異動に関する報告書（平成25年分）(2)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書（平成26年分2件）の①届出のされた年月日(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成28年分）の①届出のされた年月日(4)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書（平成29年分2件）の①届出のされた年月日」及び「2. 平成23年10月1日に届出された社会福祉士に関する同文書あるいはその廃棄記録」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件審査請求文書のうち、「(1)地域ケアプラザ職員異動に関する報告書（平成

25年分)」(以下「文書1」という。)については、平成25年に本件施設から提出された文書であるが、保存期間(5年)経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示とした。

(2) 本件審査請求文書のうち、「(2)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書(平成26年分2件)」、「(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成28年分)」及び「(4)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成29年分2件)」の届出のされた年月日(以下「文書2」という。)については、平成26年分から平成29年分の様式には届出年月日を記載する欄を設けておらず、また、收受記録も作成していないため、非開示とした。

(3) 本件審査請求文書のうち、「2.平成23年10月1日に届出された社会福祉士に関する同文書(地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書)」(以下「文書3」という。)については、平成25年に本件施設から提出された文書であるが、保存期間(5年)経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示とした。

また、文書3の廃棄記録(以下「文書4」という。)は作成していないため、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 文書1及び文書3の保存期間5年の起算点は文書の提出日ではなく、人員配置の終了した時点から起算されるべきであり、実施機関が文書の提出日を起算点として保存期間5年を経過により廃棄したことは違法あるいは不当である。

(2) 文書3について、廃棄の決裁書は廃棄簿に準じる行政文書であり、これを示さずに行った非開示処分は違法あるいは不当である。即時に当該文書の廃棄を決裁した文書の開示を行うように求める。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 地域包括支援センターに係る事務について

介護保険法(平成9年法律第123号)では、地域包括支援センターについて、同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業、同条第2項各号に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及

び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすること及び市町村長は地域包括支援センターを設置できることを規定している。

横浜市では、福祉サービス・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として、横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）に基づいて地域ケアプラザを設置しており、同条例第2条第5項の規定により、地域ケアプラザに地域包括支援センターが置かれている。また、同条例第4条第1項第1号では、地域包括支援センターの事業を含む地域ケアプラザに係る事業を指定管理者に行わせることを規定している。

地域包括支援センターには、介護保険法第115条の46第5項及び横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第50号）第4条（同条例の施行前は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66）の規定により、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」及び「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」（これらを総称して、以下「保健師等」という。）の3つの職種に係る常勤の職員を配置すべきこととされている。この点、実施機関では、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言として厚生労働省関係課長名で発出された通知（「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号））を参考にして、職種ごとに、特定の業務経験があること、特定の研修を終了していること等の要件を定めており、当該要件のいずれかに該当する者を、当該職種に係る「その他これに準ずる者」として扱うこととしている。

また、横浜市と地域ケアプラザの指定管理者との間で締結する基本協定では、地域ケアプラザの指定管理者は、地域包括支援センターに配置する保健師等を異動させ、及び新たに配置する場合は、横浜市に報告しなければならないこととされており、当該報告は、地域ケアプラザを所管する区の福祉保健センター福祉保健課に対して行われる。

## (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件施設の指定管理者である特定社会福祉法人が、特定社会福祉法人の保健師等の職種の職員について、本件施設から異動させ、及び本件施設に新たに配置することを横浜市に報告するために提出した文書（以下「異動等報

告書」という。)及びその添付書類並びにその廃棄記録である。

このうち、文書1は平成25年分の異動等報告書及びその添付書類、文書3は平成23年10月1日の異動等報告書及びその添付書類である。実施機関は、文書1及び文書3は保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないとして非開示としている。

また、文書2は、平成26年、平成28年及び平成29年の異動等報告書であって届出年月日の分かるものである。これらの年の異動等報告書には、届出年月日を記載する欄を設けておらず、ほかに届出年月日の分かる記載や記録がないことから、実施機関は作成又は取得しておらず、保有していないとして非開示としている。なお、実施機関は、届出年月日の記載のない平成26年分、平成28年分及び平成29年分の異動等報告書は別途特定し、一部開示している。

文書4は、文書3の廃棄記録であり、実施機関は、作成しておらず、保有していないとして非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと説明しているため、当審査会では、令和3年11月10日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 瀬谷区福祉保健センター福祉保健課（以下「瀬谷区福祉保健課」という。）

では、健康福祉局地域福祉保健部地域支援課長が令和2年7月15日健地支第359号により発出した「行政文書の廃棄時における適切な取扱いの徹底について（通知）」（以下「地域支援課長通知」という。）により異動等報告書の取扱いが各区に周知される前は、異動等報告書及びその添付書類を地域ケアプラザから受け取り、職員の配置状況を確認したら、地域ケアプラザごとに作成しているファイルにつづって保管していた。また、異動等報告書は、保存期間5年の行政文書として、提出された年度の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過した年度の文書整理週間（毎年、原則として6月から8月までに設けられている。）にファイルから抜き出し、廃棄していた。廃棄の際には、区長の決裁を得ることも、廃棄の記録を作成することも行っていなかった。

(イ) なお、現在では、地域支援課長通知で示された取扱いのとおり異動等報告書を取り扱っており、地域ケアプラザから異動等報告書が到達した場合には、横浜市文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」

という。) 第9条及び横浜市行政文書取扱規程(平成17年3月達第1号)第11条第1項に基づき、文書管理規則第2条第2項の文書管理システムに登録し、異動等報告書の保存期間を経過した場合には、文書管理規則第13条第1項に基づき、区長の決裁を得て廃棄している。

(ウ) 異動等報告書の提出を受けた際には、従前から、その写しのデータを健康福祉局地域福祉保健部地域支援課(以下「地域支援課」という。)にメールで送付している。

(エ) 瀬谷区福祉保健課では、本件処分を行うにあたって、本件施設に関するファイル、共有サーバ及び担当者のメールフォルダを探索したが、文書1及び文書3の存在は確認できなかった。したがって、文書1は令和元年度、文書3は平成29年度の文書整理週間に廃棄したものと判断した。

(オ) 文書2については、平成26年から平成29年までの異動等報告書には届出年月日を記載する欄がないこと、また、その他届出年月日の分かる記載や記録を探索したが存在を確認できなかったことから、作成又は取得しておらず保有していない。

(カ) 文書4については、文書3の廃棄の際には、上記(ア)のとおり、廃棄の記録は作成していなかったため、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書1及び文書3について

瀬谷区福祉保健課では、地域支援課長通知以前は廃棄した記録を作成していないことから、文書1及び文書3を廃棄した記録を確認することはできなかった。しかしながら、瀬谷区福祉保健課では、上記ア(ア)のとおり、毎年の文書整理週間に保存期間を経過した異動等報告書を廃棄していたとのことであり、文書1及び文書3はそれぞれ保存期間を経過した後の文書整理週間に廃棄したことが推認できる。また、瀬谷区福祉保健課に文書1及び文書3が存在することを推認させる特段の事情は認められない。

次に、地域支援課に送付された平成25年又は平成23年10月1日の異動等報告書のデータが地域支援課に保存されているのであれば、文書1又は文書3として特定すべきであるため、この点について地域支援課に確認したところ、異動等報告書のデータは、各区で職員配置を確認した後に地域支援課においても補助的に確認するために地域支援課への送付を各課に依頼しているものであって、

地域支援課においては保存期間1年未満の文書として事務処理上不要となった時点で削除しており、共有サーバ内に残っていないか確認したが本件施設の平成25年及び平成23年10月1日の異動等報告書のデータは存在しなかったとのことであった。

なお、審査請求人は、異動等報告書の保存期間の起算点を文書の提出日ではなく、職員の配置が終了した時点とすべきである旨主張している。この点について実施機関に確認したところ、地域ケアプラザの指定管理期間は5年間であるため、異動等報告書の保存期間を文書の提出日を起算点として5年とすれば、異動等報告書は指定管理期間中は保存され、いつでも職員配置を確認できることとなるから不都合はないとのことであった。この実施機関の異動等報告書の保存期間の起算点の考え方は不合理ではない。

したがって、文書1及び文書3は廃棄済みであり、保有していないという実施機関の説明は是認できる。

(イ) 文書2について

当審査会が見分したところ、実施機関の説明のとおり、平成26年から平成29年までの異動等報告書の様式には、届出年月日を記載する欄が設けられていなかった。また、上記ア(イ)のとおり適切に異動等報告書を取り扱っていれば異動等報告書の届出年月日が收受日として文書管理システムに記録されるため、その記録で届出年月日が分かるはずであるが、瀬谷区福祉保健課では、平成26年から平成29年までの期間は異動等報告書を文書管理システムに登録していなかったとのことであるため、收受日の記録も存在しない。そのほかに、文書2が存在することを推認させる特段の事情も認められないことから、文書2は存在しないという実施機関の説明は是認できる。

(ウ) 文書4について

文書管理規則第13条第1項では「課等の長は、その保存する行政文書で保存期間を経過した・・・行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定している。この行政文書の廃棄の決裁文書は、「文書廃棄決定関係書類」に分類され、保存期間は30年であることから、実施機関が文書3を廃棄する際に、文書管理規則第13条第1項に基づき適切に文書廃棄の事務を行っていたら、文書4は存在するはずである。しかしながら、実施機関は、地域支援課長通知が発出される以前は廃棄の決裁を得ずに異動等報告書の廃棄を行っ



ていたため、文書4を作成していないと説明する。当時の実施機関の文書廃棄の事務処理は不適切であるが、文書3の廃棄の際に決裁を得ておらず、また、その他廃棄を記録した文書の存在を推認させる事情も認められないことから、文書4は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は是認せざるを得ない。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、地域支援課に送付された異動等報告書は、保存期間1年未満の文書であるため、廃棄記録を作成しておらず、保有していないとのことであった。文書管理規則第13条第2項では「前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と局区長の決裁を得て廃棄することを定める第1項の例外を規定していることから、この実施機関の説明は、不合理とはいえない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 3 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 4 月 1 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 2 年 4 月 9 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 7 月 28 日 (第402回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 9 月 8 日 (第407回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 11 月 10 日 (第408回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
令和 3 年 11 月 24 日 (第409回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 12 月 22 日 (第410回第二部会)	・ 審議